

○ 政策目標 6-2 : 開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進

1. 政策目標の内容

世界経済の中で大きな地位を占める我が国として、自由かつ公正な国際経済社会の実現やその安定的発展に向け、開発途上国における貧困の問題や地球環境問題等の課題への対応を含む国際的な協力に積極的に取り組むことが求められています。こうした状況に鑑み、我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方も踏まえつつ、開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための効果的かつ効率的な資金協力等を実施していきます。国際協力機構（JICA）の有償資金協力や国際協力銀行（JICA）による支援については、現地の社会・経済への貢献等の要素を備える「質の高いインフラ投資」の実現も含め、開発途上国の経済発展を支援していく観点から、重点的に取り組んでいきます。

2. 関連する内閣の基本的な方針

- 「開発協力大綱」（平成27年2月10日閣議決定）
- 「質の高いインフラパートナーシップ」（平成27年5月21日公表）
- 「質の高いインフラパートナーシップのフォローアップ」（平成27年11月21日公表）
- 「日本再興戦略2016」（平成28年6月2日閣議決定）
- 「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」（平成28年5月23日公表）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2016」（平成28年6月2日閣議決定）
- 「未来への投資を実現する経済対策」（平成28年8月2日閣議決定）

3. 当該政策目標に係る施策

政6-2-1 ODA等の効率的・戦略的な活用

政6-2-2 有償資金協力（国際協力機構（JICA））を通じた支援並びに国際協力銀行（JICA）及び国際開発金融機関（MDBs）を通じた支援等

政6-2-3 債務問題への取組

政6-2-4 開発途上国に対する知的支援

4. 目標達成のための取組

(1) **政6-2-1** : ODA等の効率的・戦略的な活用

① 政6-2-1の取組内容

我が国は、持続可能な開発のための2030アジェンダ（用語集参照）やODA等に関する様々な国際公約の達成に向けた取組を積極的に推進する一方、我が国の厳しい財政状況や国民の視点を踏まえると、ODAについてはこれまで以上に戦略的な実施や開発効果の向上等に努めていくことが課題となっており、平成27年2月10日に閣議決定された開発協力大綱でも示された通り、ODA等について一層の重点化・効率化を図ることが求められております。

財務省は、関係省庁間で密接な連携を図りながら、円借款（用語集参照）・技術協力・無償資金協力の一体的活用、国際開発金融機関（Multilateral Development Banks: MDBs）（用語集参照）及び諸外国との援助協調の推進、国別援助方針の策定、ODA評価の充実、NGOや民間企業等との連携、国際協力銀行（JICA）の機能強化等に取り組んでいるところであります。平成29年度も引き続きODA等の効率的・戦略的な活用に取り組みます。

② 政6-2-1に係る測定指標

○ [主要] 《定性的》測定指標政6-2-1-B-1

（ODAの効率的・戦略的な活用）

円借款において、必要な事業規模の確保、執行の強化、他機関との連携及び必要に応じた制度改善等を通じた、ODAの効率的・戦略的な活用を指標とします。

○《定性的》測定指標政6-2-1-B-2

（その他の政府資金（OOF: Other Official Flows）の効率的・戦略的な活用）

JICAにおける、必要な事業規模の確保、他機関との連携及び必要に応じた制度改善等に伴う、途上国の安定的な経済社会の発展や、地球規模課題の解決への貢献を指標とします。

③ 政6-2-1に係る参考指標

○参考指標1 「開発途上国に対するODA、OOF及びPFの実施状況」

○参考指標2 「円借款実施状況」

○参考指標3 「円借款の標準処理期間の達成状況」

○参考指標4 「JICAの詳細型事後評価完了案件の分布」

○参考指標5 「国際協力銀行（JICA）の出融資等実施状況（国際協力銀行業務）」

(2) 政6-2-2: 有償資金協力（国際協力機構（JICA））を通じた支援並びに国際協力銀行（JICA）及び国際開発金融機関（MDBs）を通じた支援等

① 政6-2-2の取組内容

財務省は、有償資金協力（国際協力機構（JICA））を通じた支援や国際協力銀行（JICA）業務、国際開発金融機関（MDBs）に関する業務を所管する立場から、具体的には以下の通り取り組んでいきます。

A 有償資金協力（国際協力機構（JICA））を通じた支援

開発途上国に対して、長期・低利の緩やかな条件で開発資金を融資する円借款は、途上国にとって必要不可欠な経済インフラの整備や社会開発を推進するために重要な役割を果たしています。その効果を一層高め機動的な円借款の実

施を可能とするために、平成27年11月21日には、「質の高いインフラパートナーシップのフォローアップ」として、円借款や海外投融資（用語集参照）の更なる迅速化、新たな借款制度の創設など、円借款や海外投融資の制度改善策を発表しました。

円借款は、返済が求められる有償の資金であることから、債務償還確実性の確保に慎重を期す必要があります。財務省としては、IMFを始めとする国際金融機関の知見も活用しつつ、途上国の財政や国際収支の状況を分析する等、債務の持続可能性に目を配るとともに、世界銀行を始めとする国際開発金融機関との連携が図られるように意を用いる等、援助効果の向上に努めています。こうした観点から、相手国政府との協議や、それを受けた策定される国別援助方針、更には、個々の円借款の案件の形成に参画しています。

平成29年度においては、アジア地域をはじめ、世界各地域に対し、その必要性と特性に応じ、引き続き、世界銀行、アジア開発銀行（Asian Development Bank: ADB）やアフリカ開発銀行などの地域開発金融機関との連携を深めながら、開発効果の高い円借款の供与を図っていくほか、更に技術協力・無償資金協力との有機的連携を進めていきます。

B 國際協力銀行（JBIC）を通じた支援

国際協力銀行（JBIC）については、平成29年度においても引き続き、民業補完の原則の下、国策上重要な海外資源確保、我が国産業の国際競争力の維持・向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする事業の促進、国際金融秩序の混乱への対処に努めています。

また、JBICは、海外発行体が発行するサムライ債（用語集参照）を保証または一部を取得することにより、同発行体の信用力や債券発行力を補完し、東京市場での知名度を高め、将来的に独立でサムライ債が発行できるよう支援しています。これにより、サムライ債の東京市場への呼び込み・定着、日本の投資家の投資機会拡大に寄与し、ひいては東京市場の活性化につなげられるよう取り組んでいます。

さらに、平成28年5月18日、株式会社国際協力銀行法を改正し、「特別業務」の新設による更なるリスク・テイクを可能とし、現地通貨建て融資の拡大等リスクマネー供給拡大のための機能強化、JBICの支援手段の多様化を行いました。民間の資金・ノウハウを活用した海外インフラ事業等について、日本企業の海外展開をより一層後押ししていきます。

C 國際開発金融機関（MDBs）を通じた支援

世界銀行、アジア開発銀行等のMDBsは開発援助における豊富な経験を有し、高度な専門知識を持った人材を数多く有するとともに、その広範な情報網を活用して現地の支援ニーズを的確に把握することにより、効果的な援助を行うことができる等の長所があります。MDBsは、貧困削減や包摂的成長の実現に向け、国際開発コミュニティの中で中核的な役割を担うことに加え、気候

変動等のグローバルな課題への対応についても重要な役割を果たしています。また、「質の高いインフラ投資」の推進など日本が開発分野で重視するテーマについても、民間インフラ案件や公共インフラ整備の促進のため、ADBなどMDBsを重要なパートナーとして、これら機関と協働して取り組んでいく考えです。今後も、MDBsの主要出資国として、業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念や経験・専門的知見をMDBsの政策や業務に反映させ、また、引き続き、我が国の開発援助にMDBsの経験・専門的知見を活用することで、我が国支援の効果・効率を増大させていきます。さらに、各機関相互や他の援助主体との間の協調・連携の推進、重点分野の明確化、結果を重視した援助の取組、援助効果の評価の推進、日本人スタッフの増加を含むスタッフの多様性確保を図ることにより、支援の効率性・有効性を高めるMDBsの取組を積極的に支援していきます。以上の取組を推進していく観点から、平成29年度も政策協議等の場を活用してMDBsとの意見交換・議論を活発に行っていきます。また、MDBsを通じた開発援助の役割を広く一般に紹介していきます。

D 地球環境保全に向けた開発途上国の取組支援

平成27年12月に行われた国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）では、「京都議定書」に代わる、2020年（平成32年）以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みである「パリ協定」（Paris Agreement）が採択されました。同協定は平成28年11月に発効したところであり、今後この協定の目的達成に向けた途上国の取組を積極的に支援していく考えです。

我が国は、世界銀行が管理する信託基金である地球環境ファシリティ（Global Environment Facility：GEF）（用語集参照）及び気候投資基金（Climate Investment Funds：CIF）（用語集参照）、さらには平成22年の国連気候変動枠組条約第16回締約国会議（COP16）で設立が決定した緑の気候基金（Green Climate Fund：GCF）（用語集参照）の主要な拠出国となっています。関係省庁と協力し、平成29年度も各基金の評議会等への参加を通じてその活動を支援するとともに、これらの地球環境保全に向けた取組に積極的に参画していきます。

② 政6-2-2に係る測定指標

○ [主要] 《定性的》測定指標政6-2-2-B-1

（国際開発金融機関（MDBs）を通じた支援への参画）

世界の貧困削減や包摂的成長等に資するため、世界銀行やアジア開発銀行等のMDBsを通じた支援に参画することを指標とします。

○《定性的》測定指標政6-2-2-B-2

(地球環境保全に向けた議論への参画)

我が国は、気候変動等の地球環境問題が開発途上国に与える問題の重要性を認識し、引き続き必要な援助を提供することにより開発途上国における地球環境の保全を支援する観点から、我が国が主要な拠出国となっているG E F、C I F 及びG C F の運営に引き続き積極的に参画する必要があり、その取組状況を指標とします。

③ 政6-2-2に係る参考指標

- 参考指標 1 「国際開発金融機関（MDBs）に対する主要国の出資」
- 参考指標 2 「国際開発金融機関（MDBs）等に対する拠出金」
- 参考指標 3 「国際開発金融機関（MDBs）の活動状況（日本人幹部職員数等を含む）」
- 参考指標 4 「円借款実施状況」【再掲（政6-2-1）（2）】
- 参考指標 5 「国際協力銀行（J B I C）の出融資等実施状況（国際協力銀行業務）」【再掲（政6-2-1）（5）】
- 参考指標 6 「国際協力銀行（J B I C）によるサムライ債発行支援の実績」

(3) 政6-2-3：債務問題への取組

① 政6-2-3の取組内容

我が国は、債務問題に直面した開発途上国政府に対し、パリクラブ（主要債権国会合）合意に基づき、公的債権の繰り延べや削減を行っています。近年においては、開発途上国に対する資金援助の構造も変化してきており、中国等をはじめとしたパリクラブ以外の新興援助国や、開発途上国自身による債券発行も含めた民間からの資金が増加する傾向にあります。その一方で、IMFや世界銀行においては、我が国を含めた全ての債権者やドナーが、債務持続性分析の枠組みに沿った行動をとるよう促しています。

財務省としても、債務持続性を脆弱なものとする非譲許的借入（用語集参照）の増加等、開発途上国が直面する債務に関する諸問題に対し、IMF、世界銀行やパリクラブ等の国際的枠組において、新興援助国等も含めた包括的な対応の実現に向けて、平成29年度も積極的に議論に参加していきます。

② 政6-2-3に係る測定指標

○ [主要] 《定性的》測定指標政6-2-3-B-1

(債務に関する諸問題についての議論への参画)

新興援助国や民間からの資金流入の増大等、開発途上国への資金流入状況が変化している中で、開発途上国が債務返済困難に陥らないために、我が国としても、IMF、世界銀行やパリクラブ等の国際的枠組において、新興援助国も含めた包括的な対応の実現に向けて、積極的に議論に参画していくことが重

要であるため、その取組状況を指標とします。

(4) **政6-2-4 : 開発途上国に対する知的支援**

① **政6-2-4の取組内容**

開発途上国が持続的な経済発展を進めるためには、財政金融分野等における適切な制度の構築が必要です。また、開発途上国と我が国が貿易投資等の経済関係や、密輸阻止及びテロ防止等のための協力関係を深める前提として、相手国当局の能力強化が重要です。

この観点から、これまでの取組を踏まえつつ、開発途上国の政策担当者等を対象にした日本の経済財政政策等についての研修・セミナー、開発途上国が抱える政策課題等についてのワークショップ等の研究交流、さらに開発途上国の財政・税制・金融等についての研究調査・セミナー等を行い、我が国の経験に裏打ちされた知識やノウハウを提供することで、開発途上国における政策の立案及び実施能力の向上等を目的とした人材育成支援を中心とする国際協力に積極的に取り組んでいきます。

また、開発途上国の税関当局に対しても、WCO（世界税関機構）（用語集参照）をはじめとする国際機関等とも連携しながら、平成29年度も、税関分野の制度構築・整備、執行改善・能力強化を支援し、我が国との貿易投資等の経済関係及び国際取締りに関する協力関係の強化に取り組んでいきます。

同時に、これまで行った支援の不断の点検と改善を行うことにより、今後実施する支援が質の高いものとなるよう努めます。

政策実施の効果を客観的・定量的に測定することが可能なものとして、「知的支援に関する研修・セミナー参加者の満足度」（研修・セミナーを「有意義」以上と回答した者の割合）を、測定指標として設定しました。また、その目標値について、平成24年度までは「80%以上」としていましたが、知的支援の効果・有効性の向上をより一層図っていく観点から、平成25年度以降は目標値を「95%以上」に引き上げています。

② **政6-2-4に係る測定指標**

○ [主要] 《定量的》測定指標政6-2-4-A-1

(知的支援に関する研修・セミナー参加者の満足度)

(単位: %)

	平成25年 度	26年度	27年度	28年度	29年度 目標値
研修・セミナーを「有意義」 以上と回答した者の割合	98.7%	98.9%	99.1%	N.A	95%以上

(出所) 関税局参事官室（国際協力担当）、財務総合政策研究所総務研究部国際交流課調

(注1) 研修・セミナーの参加者を対象に実施するアンケート調査で「非常に有意義」、「有意義」、「普通」、「あまり有意義ではない」、「有意義ではない」の回答項目の内、研修・セミナーの総合的な評価に対して「非常に有意義」、「有意義」、と回答した者の割合。なお、アンケート調査の概要についてはP174参照。

(注2) 数値（割合）はそれぞれの研修・セミナーのアンケート調査で得られた数値を単純平均したもの。

(注3) 平成28年度実績値は、29年6月末までにデータが確定するため、平成28年度実績評価書に掲載予定。

③ 政6-2-4に係る参考指標

- 参考指標 1 「研修・セミナー等の実施状況」